



## 注意事項

会員及びその被扶養者が共に死亡したときは、遺族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順になります。）の請求となります。この場合、請求書は死亡者ごとに作成し、一括して提出してください。

## 添付書類

- 1 死体埋火葬許可証、死亡診断書（死体検案書を含む。）等の死亡の事実が確認できる書類の写し
- 2 現職会員死亡のときは、現職会員と請求される遺族の関係を示す戸籍謄本（死亡した会員が除籍されているもの）
- 3 現職会員死亡のときの弔慰金を受けるべき遺族が未成年であるときは、その親権者又は後見人が請求するものとし、親権者又は後見人であることの家庭裁判所長の証明書又は届出後の戸籍謄（抄）本
- 4 現職会員死亡のときの弔慰金を受けるべき遺族に同順位者が2人以上いるときは、遺族において選任された総代者とし、総代者選出同意書

## 現職会員番号

- 1 給与負担区分が道費の方は、職員番号の左側に“000”を付けて記入してください。
- 2 給与負担区分が札幌市費の方は、職員番号の左側に“300”を付けて記入してください。
- 3 給与負担区分が市町村費（札幌市以外）の方は、当会から互助会ご担当者様宛に毎月発送の「会費払込内訳書」に記載されていますのでご確認ください。

## 給付金請求の締切日と送金日

毎月10日（土・日・休日の場合は前日）までに受け付けししたものを翌月10日（土・日・休日の場合は翌日）に送金します。なお、書類不備等により再提出された場合は、再度受理した日が受付日となります。

## 送金口座

- 1 送金口座は、会員（遺族が請求する場合は、請求者）名義の普通預金（貯金を含む。）口座とし、その金融機関名と本・支店名、口座番号、金融機関コード及び店舗コードを記入してください。
- 2 「主な金融機関コード」は次のとおりですので、参考にしてください。なお金融機関コードが不明の場合は記入不要です。
- 3 ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳の銀行使用欄の「他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】」に記載されている【店名】【店番】【口座番号】を記入してください。記載がない場合は、ゆうちょ銀行にお問い合わせください。

また、送金口座欄下段の（ ）に記号番号も記入してください。

## 主な金融機関コード

銀行等		信用金庫							
金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード
北海道	0116	北海道	1001	北空知	1010	留萌	1022	網走	1031
北洋	0501	室蘭	1003	日高	1011	北星	1024	遠軽	1033
労働金庫	2951	空知	1004	渡島	1013	帯広	1026		
ゆうちょ	9900	苫小牧	1006	道南うみ街	1014	釧路	1027		
		北門	1008	旭川	1020	大地みらい	1028		
		伊達	1009	稚内	1021	北見	1030		